

給付事務補助業務仕様書
(労働者派遣契約)

1 業務名

給付事務補助業務（以下「業務」という。）

2 業務内容、派遣期間、就業日及び就業時間、派遣人員

業務A	
業務内容	申請書の郵送受付・内容点検・返戻、電算処理システム入力、パーソナルコンピュータの操作による文書・リスト作成（ワード及びエクセルの基本操作スキルを要する）、送付文書の封入封緘、郵便物発送・配付、申請書の仕分け・ファイリング、文書回覧及びこれらに付随する業務。
派遣期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
就業日及び就業時間	月曜日から金曜日（ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで（うち休憩時間は正午から午後1時まで）の実働7時間45分とする。 なお、指揮命令者の指示により所定時間外・休日の労働（最長で午後10時までとする。）を行わせることもあり得るものとする。
派遣人員	4人
(延べ派遣人数)	972人（243日/年×4人=972人）
(延べ就業時間数)	7,533時間（972人×7.75時間/日=7,533時間）

業務B	
業務内容	高額介護合算療養費支給申請書の内容点検、支給決定通知書の封入封緘・引抜作業、ファイリング及びこれらに付随する業務。
派遣期間	令和5年4月15日から令和5年6月20日まで
就業日及び就業時間	月曜日から金曜日（ただし、祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで（うち休憩時間は正午から午後1時まで）の実働6時間とする。 なお、指揮命令者の指示により所定時間外・休日の労働（最長で午後10時までとする。）を行わせることもあり得るものとする。
派遣人員	2人（令和5年4月15日から令和5年6月20日まで（44日）） 1人（令和5年4月15日から令和5年6月14日まで（40日）） 3人（令和5年4月15日から令和5年5月12日まで（17日））
(延べ派遣人数)	179人（2人×44日+1人×40日+3人×17日=179人）
(延べ就業時間数)	1,074時間（179人×6時間/日=1,074時間）

業務C	
業務内容	補助金申請の検算及び内容点検、ファイリング及びこれらに付随する業務。
派遣期間	令和5年5月8日から令和5年12月15日まで
就業日及び就業時間	月曜日から金曜日（ただし、祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで（うち休憩時間は正午から午後1時まで）の実働6時間とする。 なお、指揮命令者の指示により所定時間外・休日の労働（最長で午後10時までとする。）を行わせることもあり得るものとする。
派遣人員	1人（令和5年5月8日から令和5年6月9日まで（25日）） 1人（令和5年11月20日から令和5年12月15日まで（19日））
（延べ派遣人数）	44人（1人×25日+1人×19=44人）
（延べ就業時間数）	264時間（44人×6時間/日=264時間）

3 業務履行場所

兵庫県後期高齢者医療広域連合

（神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号（センタープラザ12階））

4 指揮命令者

兵庫県後期高齢者医療広域連合 給付課長

5 派遣労働者に要求される能力・資質

後期高齢者医療制度の趣旨及び業務の公共性、個人情報保護の重要性を十分理解するとともに、勤勉・誠実かつ協調性をもって業務を行うことができる者であること。

なお、社会保険制度に関する基本的な知識・経験を持つ者であればより望ましい。

6 派遣労働者の欠勤等

原則として、派遣労働者の欠勤等があっても代替の人員を補充する必要はない。

ただし、業務A及び業務Bについては、要就業日を10日連続して欠勤すること、又は各派遣人数の半数を超える人数が同時に欠勤すること。業務Cについては、要就業日を5日連続して欠勤することは認められない（いずれの業務においても、急病等のやむを得ない理由で勤務できない場合は、この限りではない）。

7 業務上の義務等

(1) 派遣労働者は、業務に際して個人情報等を取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」、「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例」等の関連法令及び別途定める個人情報等取扱特記事項を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。また、派遣労働者は、広域連合に対し、秘密保持（個人情報の取扱い等）に関する誓約書（派遣元との誓約書の写しでも可とする。）を提出すること。

(2) 広域連合は、次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。なお、その際に発生する損害については派遣元が弁償するものとする。

① 派遣労働者が正当な理由なくして業務の履行を怠るとき。

- ② 業務が履行されず、広域連合が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、派遣元がそれを是正しないとき。
- (3) 所定時間外、休日の労働に対して支払われる割増賃金率は、次のとおりとする。
- ・所定時間外 25%
 - ・休日 35%
- なお、通常労働時間内における時間単価に割増賃金率を乗じた数において、円未満の端数が生じた場合は、50 銭未満の端数は切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数は 1 円に切り上げるものとする。
- (4) 派遣労働者の月労働時間は、勤務時間と超過勤務の時間を分けて月ごとに合算し、勤務時間については、各派遣労働者が勤務月に従事した時間数をそのまま合算した時間数とする。
- 超過勤務の時間数は、月ごとに通算し、1 時間に満たない端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てるものとする。
- (5) 就業時間中に、病気その他の事由により予定した派遣労働者が従事できなかった場合は、その時間を未就業時間として整理し、月労働時間は未就業時間相当分を減じて算出するものとする。
- (6) 業務処理に当たり社会通念上損害賠償の対象となるような事由により、広域連合又は第三者に人的・物的損害を与え又は紛争を生ぜしめたときは、広域連合と派遣元とが協議の上、解決するものとする。
- (7) 業務を遂行していく上で蓄積されたノウハウ、マニュアルについては、全て広域連合に帰属するものとする。
- (8) 事前に定めがない事項等疑義が生じた場合は、その都度双方が協議し定めるものとする。

8 その他

- (1) 入札書には、上記 2 の業務 A・B・C ごとの時間単価（税抜）及びそれに上記 2 の延べ就業時間数を乗じた合計額を記載すること。
- (2) 入札書及び委任状の日付は、入札日の令和 5 年 3 月 20 日（月）とすること。
- (3) 落札者は、上記(1)の時間単価（税抜）及び合計額が全て予定価格内かつ合計額が最低金額の者とする。なお、本入札には、最低制限価格を設定している。
- (4) 契約形態は、時間単価（税抜）及び 1 時間あたりの所定時間外・休日勤務の時間単価（税抜）を定める単価契約とする。